

令和 8 (2026) 年度社会福祉法人一般監査資料・調書 (法人組織運営・資産管理)

法 人 名	社会福祉法人
施 設 等 種 別 ・ 施 設 等 名	
法 人 所 在 地	〒
電 話 番 号	— —
F A X 番 号	— —
法人ホームページアドレス	
代表電子メールアドレス	@
指 導 監 査 年 月 日	年 月 日 ()
※ 法 人 出 席 者	
※ 指 導 監 査 担 当 者	

- 1 施設等種別・施設等名欄は運営している全ての施設、事業について記入してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。

「摘要等」欄の法令等略語

1	法	社会福祉法(昭和26年法律第45号)
2	令	社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)
3	規則	社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)
4	認可通知	「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知)
5	審査基準	認可通知別紙1「社会福祉法人審査基準」
6	定款例	認可通知別紙2「社会福祉法人定款例」
7	審査要領	「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、厚生省社会・援護局企画課長、厚生省老人保健福祉局計画課長、厚生省児童家庭局企画課長連名通知)別紙「社会福祉法人審査要領」
8	徹底通知	「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査の徹底について」(平成13年7月23日付け雇児発488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長連盟通知)
9	入札通知	「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号・老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・老健局高齢者支援課長連名通知)
10	会計省令	社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)
11	運用上の取扱い	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日付け雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)
12	留意事項	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」(平成28年3月31日付け雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、厚生労働省老健局総務課長連名通知)
13	指導監査実施要綱	「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
14	運営費(措置費)の運用及び指導通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日付け雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
15	保育所委託費通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
16	繰越金等の取扱い等通知	「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)
17	移行時特別積立金等の取扱通知	「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

記入要領

○確認事項を読み、□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択してください。併せて、「法人役員等名簿」「評議員会開催状況」「理事会開催状況」にも記入してください。

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	15 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員として選任されていないか。			
	16 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。			
	○ 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。 17 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。 定款で定めた理事の員数 名 評議員の実員（現在数） 名		・ 法第40条 第3項	
(2) 評議員会 の招集・ 運営	○ 評議員会の招集が適正に行われているか。 18 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。		・ 法第45条 の9第1項 ・ 法第45条 の9第10項に より準用さ れる一般法 人法第181条 ・ 法第45条 の9第10項に より準用さ れる一般法 人法第182条 ・ 法第45条 の29 ・ 法第45条 の32第1項 ・ 規則第2条 の12	
	19 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。 ① 評議員会の日時及び場所 ② 評議員会の目的である事項がある場合は当該事項 ③ 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合はその旨）			
	20 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。 定時評議員会の開催日 年 月 日			
	21 定時評議員会は、計算書類等を承認した理事会との間に2週間（中14日間）以上の間隔を確保して開催されているか。 理事会の開催日 年 月 日			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	○ 決議が適正に行われているか。 22 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。		・ 法第45条の9第6項、第7項、第8項 ・ 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項 ・ 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条	
	23 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 定款に定める事項の他、次の事項については、評議員会の決議を要する。 ・ 理事、監事、会計監査人の選任及び解任 ・ 理事等の責任の免除 ・ 役員報酬等基準の承認 ・ 理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く。） ・ 計算書類の承認 ・ 定款の変更 ・ 解散の決議 ・ 合併の承認 ・ 社会福祉充実計画の承認			
	24 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。 ・ 特別決議【議決に加わることができる者の2／3以上の賛成】が必要な議案 定款の変更、監事の解任、役員等の損害賠償責任の一部免除 等			
	25 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。 確認方法（ ）			
	26 欠席した評議員が書面により議決権の行使をしたことがないか。			
	27 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）や評議員会への報告があったとみなされた場合（報告を省略した場合）に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。 決議（報告）を省略した評議員会の開催日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 ※令和7（2025）年4月1日以降指導監査直近時までのものを記載する。			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	28 厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成しているか。 【開催された評議員会の内容に関する議事録の記載事項】 ① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。） ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果 ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名 ④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見 ii 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由（辞任後最初に開催される評議員会に限る） iii 会計監査人による会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任に関する意見 iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は解任についての意見（辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。） v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果 vi 監事による監事の報酬等についての意見 vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見 viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見 ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称 ⑥ 議長の氏名（議長が存する場合） ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 【評議員会の決議を省略した場合（評議員会の決議があったとみなされた場合）の議事録の記載事項】 ① 決議を省略した事項の内容 ② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名 ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日 ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名		・ 法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項 ・ 法第45条の11第1項、第2項、第3項 ・ 規則第2条の15	

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	【理事の評議員会への報告を省略した場合（報告があったとみなされた場合）の議事録の記載事項】 ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容 ② 評議員会への報告があったものとみなされた日 ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名			
	29 議事録を法人の事務所に法定の期間（主たる事務所に10年間、従たる事務所に5年間）備え置いているか。			
	30 評議員会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に法定の期間（主たる事務所に10年間）備え置いているか。			
	○ 決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。 31 計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。 また、会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、監事の監査に加え、会計監査人の監査を受けているか。		・ 法第45条の19 ・ 法第45条の30 ・ 法第45条の31 ・ 規則第2条の39 ・ 規則第2条の40	
	32 計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。 計算関係書類等について理事会の承認を受けるにあたっては、監事の監査を受けなければならない。 会計監査人を置く場合は、監事の監査に加え、会計監査人の監査を受けなければならない。			
	33 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会の承認を受けているか。 また、会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録について、定時評議員会に報告しているか。 会計監査人設置法人が、次の①～③の全ての要件を満たす場合には、計算書類又は財産目録について、評議員会の承認を要さず、報告で足りることとなる。 ① 計算書類又は財産目録についての会計監査報告に無限定適正意見が付されていること ② 会計監査報告に関する監事の監査報告に、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと ③ 計算書類又は財産目録について、特定監事が期限までに監査報告の内容を通知しなかったことにより、監事の監査を受けたものとみなされたものでないこと			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
(4) 理事長	○ 理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。 48 理事会の決議で理事長を選定しているか。 理事長を選定した理事会開催日 年 月 日		・ 法第45条の13第3項 ・ 法第45条の16第2項	
	49 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。 業務執行理事を選定した理事会開催日 年 月 日			
5 監事	○ 法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。		・ 法第44条第3項 ・ 法第45条の7第2項による同条第1項の準用	
(1) 定数	50 定款に定める員数が選任されているか。 定款で定める員数 名 現在数 名			
	51 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。			
	52 欠員が生じていないか。			
(2) 選任及び解任	○ 法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。 53 評議員会の決議により選任されているか。		・ 法第43条第1項 ・ 法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項 ・ 法第45条の4第1項 ・ 法第45条の9第7項第1号	
	54 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半数の同意を得ているか。 同意を得た日 （ 年 月 日 ） （ 年 月 日 ）			
	55 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。 監事を解任した日 年 月 日			
	○ 監事となることができない者が選任されていないか。 56 欠格事由を有する者が選任されていないか。 欠格事由に該当しないことの確認方法 □ 履歴書 □ 誓約書 □ その他 （ ） 欠格事由（監事となることができない者） ① 法人 ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者		・ 法第49条第1項により準用される法第40条第1項 ・ 法第40条第2項 ・ 法第44条第2項、第7項 ・ 審査基準第3の1の(1)、(3)、	

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員 ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者		(4)、(5)、(6)	
	57 評議員、理事又は職員を兼ねていないか。			
	58 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が含まれていないか。 各役員と特殊関係がある者の範囲は次のとおり。 ① 配偶者 ② 三親等以内の親族 ③ 厚生労働省令で定める者（規則第2条の11） i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ii 当該理事の使用人 iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 iv ii又はiiiの配偶者 v i～iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者 vi 当該理事が役員（注）若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員 （同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。） （注）法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。viiにおいて同じ。 vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員（同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。） viii 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。） ix 次の団体の職員（国会議員又は地方議会の議員を除く。）（同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。） 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人			
	59 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	60 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。			
	61 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。			
	62 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。			
	○ 法令に定める者が含まれているか。 63 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。 社会福祉事業について識見を有する者の氏名 () 財務管理について識見を有する者の氏名 ()		・ 法第44条第5項	
(3) 職務・義務	○ 法令に定めるところにより業務を行っているか。 64 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。 【会計監査人設置法人ではない法人の計算関係書類についての監査報告の内容】 ① 監事の監査の方法及びその内容 ② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ④ 追記情報 (i) 会計方針の変更、(ii) 重要な偶発事象、(iii) 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項 ⑤ 監査報告を作成した日 【会計監査人設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容】 ① 監事の監査の方法及びその内容 ② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由（会計監査報告を期限までに受領していない場合はその旨） ③ 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く） ④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項 ⑤ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ⑥ 監査報告を作成した日 【事業報告等についての監査報告等の内容】 ① 監事の監査の方法及びその内容 ② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見		・ 法第45条の18第1項 ・ 法第45条の28第1項、第2項 ・ 規則第2条の26 ・ 規則第2条の27 ・ 規則第2条の28 ・ 規則第2条の31 ・ 規則第2条の34 ・ 規則第2条の35 ・ 規則第2条の36 ・ 規則第2条の37	

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 ⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 ⑥ 監査報告を作成した日			
	65 会計監査人設置法人ではない法人の特定監事（注１）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注２）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しているか。 ① 計算書類の全部を受領した日から４週間を経過した日 ② 計算書類の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日 ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合） （注１）計算関係書類についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めない場合は全ての監事（規則第２条の28第５項） （注２）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事（規則第２条の28第４項）		・規則第2条の28第1項	
	66 会計監査人設置法人の特定監事（注３）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注４）及び会計監査人に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しているか。 ① 会計監査報告を受領した日から１週間を経過した日 ② 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合） （注３）計算関係書類についての会計監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めない場合は全ての監事（規則第２条の32第５項） （注４）計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事（規則第２条の32第４項）		・規則第2条の34第1項	
	67 特定監事（注５）は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事（注６）に対し、事業報告等についての監査報告の内容を通知しているか。 ① 事業報告を受領した日から４週間を経過した日 ② 事業報告の附属明細書を受領した日から１週間を経過した日 ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日（合意がある場合） （注５）事業報告等の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めない場合は全ての監事（規則第２条の37第５項）		・規則第2条の37第1項	

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	(注6) 事業報告等の監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めない場合は事業報告及びその附属明細書の作成に関する職務を行った理事（規則第2条の37第4項） 68 理事会への出席義務を履行しているか。		・ 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条 ・ 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条 ・ 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第102条	
6 理事会 (1) 審議状況	○ 理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。 69 権限を有する者が招集しているか。		・ 法第45条の14第1項 ・ 法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項	
	70 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。			
	71 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。			
	○ 理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。 72 決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成をもって行われているか。		・ 法第45条の14第4項、第5項 ・ 法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条	
	73 決議が必要な事項について、決議が行われているか。 ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定 ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職 ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任 ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ・ 内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ） ・ 競業及び利益相反取引の承認 ・ 計算書類及び事業報告等の承認 ・ 役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限る。） ・ その他重要な業務執行の決定（理事長等に委任されていない業務執行の決定）			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	74 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わっていないか。 確認方法 ()			
	75 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。			
	76 欠席した理事が書面により議決権の行使をしたことがないか。			
	77 理事会の決議があったとみなされた場合（決議を省略した場合）に、理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。 この場合、監事からも事前に異議を述べないことを示す書面又は電磁的記録を徴収しているか。 決議を省略した理事会の開催日 (年 月 日) (年 月 日) (年 月 日) ※令和7(2025)年4月1日以降指導監査直近時までのものを記載する。			
	○ 理事への権限の委任は適切に行われているか。 78 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。 ① 重要な財産の処分及び譲受け ② 多額の借財 ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任 ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止 ⑤ 内部管理体制の整備 ⑥ 役員等の損害賠償責任の一部免除		・ 法第45条の13第4項	
	79 理事に委任される範囲が、理事会の決定において明確になっているか。			
(2) 記録	○ 法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。 80 実際に開催された理事会において、必要な回数以上（3月に1回以上(定款に定めがある場合には、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上)）報告がされているか。		・ 法第45条の16第3項	

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	○ 法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。 81 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。 議事録の記載事項は次のとおり。 ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法（例：テレビ会議）を含む。） ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨 - i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの - ii 招集権者以外の理事が招集したもの - iii 監事が招集を請求したことにより招集されたもの - iv 監事が招集したもの ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果 なお、理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される（法第45条の14第8項）ことから、議事録においては、決議に関する各理事の賛否について正確に記録される必要がある。 ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名 ⑤ 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 - i 競業又は利益相反取引を行った理事による報告 - ii 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告 - iii 理事会において監事が必要であると認めた場合に行う監事の意見 ⑥ 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合（法第45条の14第6項）の理事長以外の出席した理事の氏名 ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称（監査法人の場合） ⑧ 議長の氏名（議長が存する場合）		・ 法第45条の14第6項、第7項 ・ 法第45条の15第1項 ・ 規則第2条の17第3項	
	82 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条）は、理事会の議事録に必要な事項を記載しているか。 ☐ ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 ☐ ② ①の事項の提案をした理事の氏名 ☐ ③ 理事会の決議があったものとみなされた日 ☐ ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名			
	83 理事、監事及び会計監査人が、理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項）は、理事会の議事録に必要な事項を記載しているか。			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	☐ ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容 ☐ ② 理事会への報告を要しないものとされた日 ☐ ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名			
	84 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記名押印がされているか。			
	85 議事録が電磁的記録で作成されている場合、必要な措置をしているか。			
	86 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間（10年間）備え置いているか。			
(3) 債権債務の状況	○ 借入は、適正に行われているか。 87 借入（多額の借財に限る。）は、理事会の決議を受けて行われているか。 多額の借財の範囲は、理事会が理事長等の理事に委任する範囲として、専決規程等において明確に定めるべきものであり、定款例第24条においては、「日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する」とされており、法人において定款にこの規定を設ける場合には、「理事会が定めるもの」として専決規程等の規程を定めることとなる。なお、理事会において、専決規程等理事に委任する範囲を定めない場合には、全ての借入に理事会の決議が必要となる。		・ 法第45条の13第4項第2号	
7 会計監査人	○ 会計監査人は定款の定めにより設置されているか。 88 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。		・ 法第36条第2項 ・ 法第37条 ・ 令第13条の3 （参考）法第45条の6第3項	
	89 会計監査人の設置を定款に定めた法人が、会計監査人を設置しているか。			
	90 会計監査人が欠けた場合、遅滞なく会計監査人を選任しているか。			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	○ 法令に定めるところにより選任されているか。 91 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。 ・ 監事の過半数の同意を得ているか。		・ 法第43条第1項 ・ 法第43条第3項により準用される一般法人法第73条第1項	
	○ 法令に定めるところにより会計監査を行っているか。 92 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。 【会計監査報告の記載事項】（規則第2条の30） ① 会計監査人の監査の方法及びその内容 ② 監査意見（法人単位の計算書類及びそれらに対応する附属明細書が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見） （i）無限定適正意見、（ii）除外事項を付した限定付適正意見、（iii）不適正意見、（iv）意見不表明 ③ 追記情報 （i）継続事業の前提に関する事項の注記に係る事項、（ii）会計方針の変更、（iii）重要な偶発事象、（iv）重要な後発事象 ④ 会計監査報告を作成した日		・ 法第45条の19第1項、第2項 ・ 規則第2条の30	
	93 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。			
	94 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定監事（※1）及び特定理事（※2）に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しているか。 ☐ ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日 ☐ ② 計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日 ☐ ③ 特定理事、特定監事及び会計監査人が合意により定めた日（合意がある場合） （※1）会計監査報告の通知を受ける監事を定めたときはその監事、定めない場合は全ての監事（規則第2条の32第5項） （※2）会計監査報告の通知を受ける理事を定めたときはその理事、定めない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事（規則第2条の32第4項）		・ 規則第2条の32第1項	

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
8 評議員、 理事、 監事及び会 計監査人の 報酬	☐ 評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。 95 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。評議員会の出席者のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬等には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれる。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれない。		・ 法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条	
(1) 報酬	☐ 理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 96 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められているか。		・ 法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条	
	☐ 監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。 97 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定められているか。		・ 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条	
	98 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。		第1項、第2項	
	☐ 会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。 99 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得ているか。		・ 法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条	
(2) 報酬等 支給基準	☐ 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。 100 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。 ① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 ② 報酬等の金額の算定方法 ③ 支給の方法 ④ 支給の形態 ⑤ 基準作成の際に検討した民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情の内容 ⑥ 評議員会の承認日 (年 月 日)		・ 法第45条の35第1項、第2項 ・ 規則第2条の42	

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	101 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準をインターネット（財務諸表等電子開示システムを含む。）の利用により公表しているか。		・ 法第59条の2第1項、第2項 ・ 規則第10条	
(3) 報酬の支給	○ 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。 102 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。		・ 法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条 ・ 法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条 ・ 法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項 ・ 法第45条の35第1項、第2項 ・ 規則第2条の42	
	103 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。		・ 法第45条の35第1項、第2項 ・ 規則第2条の42	
(4) 報酬等の総額の公表	○ 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。 104 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について、現況報告書に記載の上、公表しているか。		・ 法第59条の2第1項第3号 ・ 規則第2条の41 ・ 規則第10条	
II 事業 1 事業一般	○ 定款に従って事業を実施しているか。 105 定款に定めている事業が実施されているか。		・ 法第31条第1項	
	106 定款に定めていない事業が実施されていないか。			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	○ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。 107 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の、福祉サービスを積極的に提供しよう努めているか。		・ 法第24条 第2項	
2 社会福祉事業	○ 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。 108 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。 (原則、事業活動内訳表(第2号第2様式)中のサービス活動増減の部のサービス活動費用計の額について、社会福祉事業の額が合計の額の50%を超えているか。)		・ 法第22条 ・ 法第26条 第1項 ・ 審査基準 第1の1の(1) ・ 運営費 (措置費) の運用及び 指導通知 ・ 保育所委 託費通知 ・ 繰越金等 の取扱い等 通知 ・ 移行時特 別積立金等 の取扱通知	
	109 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められない用途に充てていないか。			
	○ 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。 110 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。		・ 法第25条 ・ 審査基準 第2の1 ・ 審査基準 第2の2の(1) ・ 審査要領 第2の(3)、 (4)、(6)、 (7)	
3 公益事業	○ 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。		・ 法第26条 第1項	
	111 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。			
	112 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。			
	113 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
4 収益事業	○ 法令に基づき適正に実施されているか。 114 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。		・ 法第26条	
	115 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。			
	○ 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。 116 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。		・ 審査基準 第1の3の (2)、(5)	
	117 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的なものでないか。		・ 審査要領 第1の3の (2)、(3)	
	118 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあるものでないか。			
Ⅲ 管理 1 人事管理	○ 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。 119 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経て行われているか。 ・ 施設長・管理者等の職員の選任又は解任を決議した直近の理事会 (年 月 日)		・ 法第45条 の13第4項第 3号	
	120 職員の任免は適正な手続により行われているか。			
2 資産管理 (1) 基本財産	○ 基本財産の管理運用が適切になされているか。 121 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されているか。また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。		・ 法第25条 ・ 審査基準 第2の1の(1)	
	122 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。			
	123 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。			
(2) 基本財産 以外の財産	○ 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。 124 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。		・ 審査基準 第2の2の (2)、第2の3 の(2)	
	125 その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているものの管理が適正にされ、その処分がみだりに行われていないか。			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
(3) 株式保有	○ 株式の保有は適切になされているか。 126 株式の保有が法令上認められるものであるか。 次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用においては、株式投資が認められていない。 ・ 運営費（措置費）の運用及び指導通知 ・ 保育所委託費通知		・ 審査基準第2の3の(2) ・ 審査要領第2の(8)、(9)、(10)、(11) ・ 運営費（措置費）の運用及び指導通知 ・ 保育所委託費通知	
	127 株式保有等を行っている場合（全株式の20%以上を保有している場合に限る。）に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。			
(4) 不動産の借用	○ 不動産を借用している場合、適正な手続を行っているか。 128 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。		・ 審査基準第2の1の(1)、(2)のエ、オ、キ ・ 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」 (H12.9.8障第670号他厚生省大臣官房障害保健福祉部長等連名通知) ・ 「不動産の貸与を受けて	

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	129 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権（地上権、賃借権等）を設定し、かつ、登記がなされているか。		保育所を設置する場合の要件緩和について （H16.5.24雇 児発第0524002 号他厚生労働 省雇用均等・ 児童家庭局長 等連名通知）	
3 その他 (1) 特別の利益 供与の 禁止	○ 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 130 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。 - 特別の利益を与えてはならない関係者の範囲 ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員 ② ①の配偶者又は三親等内の親族 ③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者 ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定める者 （規則第1条の3） - i 法人が事業活動を支配する法人 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（※）における当該他の法人（※において「子法人」という。）とする。 - ii 法人の事業活動を支配する者 一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合（※）における当該一の者とする。 （※）財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合は以下のとおり ① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有する場合 ② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合 - i 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。）又は評議員		・法第27条 ・令第13条の2 ・規則第1条の3	

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄
	ii 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員 iii 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者 iv 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者 v 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者			
(2) 社会福祉 充実計画	○ 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 131 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。		・ 法第55条 の2第11項	
(3) 情報の 公表	○ 法令に定める情報の公表を行っているか。 132 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。 □ 定款の内容 □ 役員等報酬支給基準 □ 計算書類 □ 役員等名簿 □ 現況報告書 ・ 公表の方法 □ 財務諸表等電子開示システム □ その他 ()		・ 法第59条 の2 ・ 規則第10 条	
(4) その他	○ 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 133 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。 (1) 第三者評価の受審状況 評価機関 () 受審施設名 () 受審（訪問調査）年月日 (年 月 日) 公表年月日（予定時期） (年 月 日) 公表方法 ()		・ 法第78条 第1項	
	(2) ISO9001の認証取得状況 認証取得施設名 () 登録日 (年 月 日) 有効期限 (年 月 日) 認証機関名 ()			
	(3) 地域社会に開かれた事業運営の状況（前年度以降） 福祉関係養成校等研修生の受入の有無 ☐ 有 ☐ 無 介護相談員の受入の有無 ☐ 有 ☐ 無 ボランティアの受入の有無 ☐ 有 ☐ 無 施設の開放など地域との交流の有無 ☐ 有 ☐ 無			

確認項目	確認事項 【□にチェック、黄色のセルに必要な事項を記入。その結果を「左の結果」欄から選択すること。】	左の結果	根拠法令	検査員記載欄																								
	(4) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動の有無 □ 有 □ 無 具体的内容 ()																											
	○ 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。 134 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。 苦情解決への取組状況 ・ 苦情解決の体制整備 □ 有 □ 無 ・ 苦情解決の手順決定 □ 有 □ 無 ・ 利用者等への周知 □ 有 □ 無		・ 法第82条 ・ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」 (H12. 6. 7障 第452号他厚 生省大臣官 房障害保健 福祉部長等 連名通知)																									
	○ 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。 135 登記事項（資産の総額を除く。）について変更が生じた場合、2週間以内に変更登記をしているか。 ・ 登記の状況（※令和7(2025)年4月1日以降のものを記載する。） <table><tr><th>区分</th><th>変更年月日</th><th>登記年月日</th><th>法定期限</th></tr><tr><td>① 設立登記</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>2週間以内</td></tr><tr><td>② 代表理事</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>〃</td></tr><tr><td>③ 目的事業</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>〃</td></tr><tr><td>④ 事務所所在地</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>〃</td></tr><tr><td>⑤ 資産総額</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>3ヶ月以内</td></tr></table>	区分	変更年月日	登記年月日	法定期限	① 設立登記	年 月 日	年 月 日	2週間以内	② 代表理事	年 月 日	年 月 日	〃	③ 目的事業	年 月 日	年 月 日	〃	④ 事務所所在地	年 月 日	年 月 日	〃	⑤ 資産総額	年 月 日	年 月 日	3ヶ月以内		・ 法第29条 ・ 組合等登記令(昭和39年政令第29号)第3条第1項、第3項	
区分	変更年月日	登記年月日	法定期限																									
① 設立登記	年 月 日	年 月 日	2週間以内																									
② 代表理事	年 月 日	年 月 日	〃																									
③ 目的事業	年 月 日	年 月 日	〃																									
④ 事務所所在地	年 月 日	年 月 日	〃																									
⑤ 資産総額	年 月 日	年 月 日	3ヶ月以内																									
	136 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。																											

○法人役員等名簿（調書作成時点）

1 評議員

No.	氏名	評議員選任・解任委員会の 決議日						就任承諾書の就任承諾日					
1			年		月		日		年		月		日
2			年		月		日		年		月		日
3			年		月		日		年		月		日
4			年		月		日		年		月		日
5			年		月		日		年		月		日
6			年		月		日		年		月		日
7			年		月		日		年		月		日

※記載欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。

2 役員（理事・監事）

No.	区分	氏名	選任した評議員会の 開催日						就任承諾書の就任承諾日					
1				年		月		日		年		月		日
2				年		月		日		年		月		日
3				年		月		日		年		月		日
4				年		月		日		年		月		日
5				年		月		日		年		月		日
6				年		月		日		年		月		日
7				年		月		日		年		月		日
8				年		月		日		年		月		日

※1 区分欄には、職名（理事長、理事又は監事）をプルダウンから選択する。

※2 記載欄が不足する場合は、適宜行を追加してください。

○評議員会開催状況（令和7（2025）年4月1日以降指導監査直近時までの開催状況を記載する。）

1	開催年月日			議題		決議賛成者数			議決要件	議長氏名			
	年	月	日	1			名	☐	不要				
	出席評議員数／評議員総数			2						名	☐	不要	議事録署名人氏名
		/		3						名	☐	不要	
	欠席者氏名			4						名	☐	不要	
				5						名	☐	不要	
	評議員会招集に係る 理事会決議日			6						名	☐	不要	
	年	月	日	7						名	☐	不要	
	招集通知発出日			8						名	☐	不要	
年	月	日	9	名						☐	不要		
2	開催年月日			議題		決議賛成者数			議決要件	議長氏名			
	年	月	日	1			名	☐	不要				
	出席評議員数／評議員総数			2						名	☐	不要	議事録署名人氏名
		/		3						名	☐	不要	
	欠席者氏名			4						名	☐	不要	
				5						名	☐	不要	
	評議員会招集に係る 理事会決議日			6						名	☐	不要	
	年	月	日	7						名	☐	不要	
	招集通知発出日			8						名	☐	不要	
年	月	日	9	名						☐	不要		

※1 議決要件欄をプルダウンから選択する。

※2 記載欄が不足する場合は、適宜ページを追加してください。

○理事会開催状況（令和7（2025）年4月1日以降指導監査直近時までの開催状況を記載する。）

1	開催年月日		議題		決議賛成者数		決議要件	議長氏名	
		年 月 日	1			名 ☐ 不要			
	出席理事（監事）数／理事（監事）総数		2					名 ☐ 不要	議事録署名人氏名
	() / ()		3					名 ☐ 不要	
	欠席者氏名		4					名 ☐ 不要	
			5					名 ☐ 不要	
			6					名 ☐ 不要	
			7					名 ☐ 不要	
	招集通知発出日		8					名 ☐ 不要	
			9					名 ☐ 不要	
2	開催年月日		議題		決議賛成者数		決議要件	議長氏名	
		年 月 日	1			名 ☐ 不要			
	出席理事（監事）数／理事（監事）総数		2					名 ☐ 不要	議事録署名人氏名
	() / ()		3					名 ☐ 不要	
	欠席者氏名		4					名 ☐ 不要	
			5					名 ☐ 不要	
			6					名 ☐ 不要	
			7					名 ☐ 不要	
	招集通知発出日		8					名 ☐ 不要	
			9					名 ☐ 不要	

※ 1 決議要件欄をプルダウンから選択する。
※ 2 記載欄が不足する場合は、適宜ページを追加してください。